

令和5年度第1回臨時理事会議事録

日時：令和5年4月28日（金）20時30分～22時40分

会場：Web会議

出席者：中川理事長、芳本副理事長、射場理事、村西理事、千葉監事、井阪理事

書記：井阪

【議題】

I 令和5年度第1回臨時理事会議題

1 審議事項

(1) 役員任期について

事務局より現在、役員任期については再任、再選及び上限の条文がなく、同一人物の任期が長期化した場合、運営方針における課題、目標を達成するうえで内部硬直化により時代に合わなくなる恐れがある。このため新たに役員任期に係る条文を設けるべきであると提議があった。

尚、役員任期に係る案件は、定款を改定する必要があるため、定款第19条5の定款の変更に従い、総会に諮る必要がある。

以下の項についてそれぞれ意見があった。

ア 理事長の再任について

連続で「2期4年」で力は発揮できると考える。協会のトップ陣を見ていると長期任期は求心力を失っている。そのため「3期6年」とすると大変なことになる。会員の不利益を考えると長期任期はよくない。4年間という短い任期が決まっているからこそやりつくす覚悟がある人に理事長に立っていただきたい、理事長になると決めた時点ですべき事は見えているはず、2期4年間で出来ると考える。との意見があった
本件については、再任の上限は1回までとし2期4年で意見は一致した。また、任期満了後に期を置いて再び立候補することも認めないことを確認した。

イ 他の役員再任について

長期に渡り役員ポストにいるのは望ましくない。後進に道を空けるのがいいだろう。現在の府士会の会員の平均年齢は33歳であることを考えると若い世代にバトンを渡し若返りを図るのは必要である。若い人たちが出てきて欲しいが年齢制限は何歳がいいのか決めるのは難しい。定年年齢を意識し65歳までとする案も一つであるが、何歳までという議論を尽くすべきでこの会議で決めるのは時期尚早である。学術だからこそ定年制を設けるのがいいのではないかとの意見があった。

本件については、本件については更に討議する必要があると判断し、今回の定款改定には言及しない。

ウ 役員立候補の条件について

現在は性善説で動いているが、会員であることは大前提で、同時に執行部としてセンター事業運営に参画しようとする者は登録理学療法士の未取得者及び未更新者は対象外である。

本件については、役員立候補の条件には、会員であること、登録理学療法士を取得又は更新を完了している者を条件にすることで意見は一致した。

エ 相談役の設置について

相談役は必要。特に理事長には相談役が必要と考える。センターの歴史に精通する者が適任者と考えますが、センター設立から5年経過している現在はまだ適任者は思い浮かべない。現時点では適任者はまだいない。設立10年を機に相談役を決めてはどうか。との意見があった。

本件については、時期尚早のため、今回の定款改定には言及しない。

オ その他、副理事長の人数と選任方法について

「定款第26条 この法人に理事長1人、副理事長1人を置き、理事会において理事の過

半数をもって理事の中から選定する。」と記されている。

理事数が増えたことから副理事長の人数については1名が良いのか、2名が良いのか判断は難しい。1名以上2名以内と幅を持たせてはどうか。また総会場で臨時理事会を開催し、理事長を決めるがその場で副理事長も決めるのは時間が掛かるであろう。

改めて理事長が熟慮し、指名するのが良い。

本件については副理事長は理事長の補佐を務めることから、理事長が相談しやすい人物であることが望ましく、理事会の指名によって決めるのが良いと考える。人数については理事数の増加に伴い1名から2名で設定することで意見は一致した。